

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名： 情報処理推進機構 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
九州支部 福岡商工会議所ビル	独立行政法人 情報処理推進機構 IT人材育成本部 情報処理技術者試験センター長 川口 修 東京都文京区本駒込2-28-8	平成20年10月1日	福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される質賃借契約等であり、その者と契約を締結しなければその目的を達成されないことから、会計規程第33条1号に該当するため。	6,735,960円	6,735,960円	100%	0	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される質賃借契約(付随する契約を含む)	5	
第5期事業年度財務諸表の官報公告	独立行政法人 情報処理推進機構 財務部長 橋 寿彰 東京都文京区本駒込2-28-8	平成20年10月7日	東京官書普及株式会社 千代田区神田錦町1-2	独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づき官報に公告する必要があること及び官報に係る業務は独立行政法人国立印刷局のみが行っており、同印刷局の取次店である東京官書普及株式会社と契約を締結しなければならぬことから、会計規程第33条1号に該当するため。	4,134,672円	4,131,000円	99%	0	官報への公告法令の規定により相手方に定められているもの	1	
「Embedded Technology 2008」出展料	独立行政法人 情報処理推進機構 ソフトウェア・エンジニアリング・センター 所長 鶴保 征城 東京都文京区本駒込2-28-8	平成20年10月23日	社団法人組込みシステム技術協会 東京都中央区日本橋浜町1-8-12	契約の相手先が特定しており、その者と契約を締結しなければその目的を達成されないことから、会計規程第33条1号に該当するため。	3,444,000円	3,444,000円	100%	0	主催者および会場等が特定された出展に係るもの	19	
13階事務所レイアウト変更等工事	独立行政法人 情報処理推進機構 総務部長 北谷 孝和 東京都文京区本駒込2-28-8	平成20年10月30日	大星ビル管理㈱ 東京都文京区小石川4-22-2	質賃借契約により、内部造作・原状回復を行う場合は指定または承認した施工業者を使用することが定められているため、その者と契約を締結しなければその目的を達成されないことから、会計規程第33条1号に該当するため。	27,968,850円	27,968,850円	100%	0	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される質賃借契約(付随する契約を含む)	5	
独フラウンホーファー協会 実践的ソフトウェア工学研究所(IESE)との2008年度共同研究	独立行政法人 情報処理推進機構 ソフトウェア・エンジニアリング・センター 所長 鶴保 征城 東京都文京区本駒込2-28-8	平成20年12月12日	Fraunhofer-Institut für Experimentelles Software Engineering Fraunhofer-Platz 1, D - 67663 Kaiserslautern, Germany	IESEとの共同研究は、2004年～2007年継続して計4回実施した。共同研究では、IESEの見積り手法CoBRAやGQMによるプロセス改善といった技術を日本企業に適用することで、大きな成果をあげてきた。このような実績から、引き続き今年度は、CoBRAの手法を拡張した品質評価やGQMをIT投資に適用する共同研究を実施し、さらに広く国内へ普及展開につなげていきたい。CoBRA、GQMはIESE独自の技術であるため、他の機関、組織から同等の技術を獲得することは困難である。 以上の理由により、独フラウンホーファーIESEを研究委託先として選定することは、当機構の会計規程第33条第1号に該当するため	13,415,135円	13,415,135円	100%	0	国外の研究機関等から技術供与等を受けるもの	19	
電子申請システム再リース	独立行政法人 情報処理推進機構 総務部長 北谷 孝和 東京都文京区本駒込2-28-8	平成21年2月10日	芙蓉総合リース株式会社 千代田区三崎町3-3-23	既存のリース契約の再リース契約であり、契約の相手方が1者であって、その者と契約を締結しなければその目的を達成されないことから、会計規程第33条1号に該当するため。	2,133,192円	2,133,192円	100%	0	再リース契約	14	
「21st Annual FIRST Conference 2009 KYOTO」への出展等	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長 山田 安秀 東京都文京区本駒込2-28-8	平成21年3月27日	FIRST国内開催委員会 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1	契約の相手先が特定しており、その者と契約を締結しなければその目的を達成されないことから、会計規程第33条1号に該当するため。	3,000,000円	3,000,000円	100%	0	主催者および会場等が特定された出展に係るもの	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令